

中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ-④ の規定に基づく認定申請案内

1 概要

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

2 認定対象者

市内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）であること。

※風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものを除く。

3 認定要件

- (1) 事業開始後1年3か月を経過していない等により、前年同期の売上高を有していない創業直後の事業者であること。
- (2) 指定業種に属する事業（以下、「指定事業」という。）と非指定事業を行っていること。
- (3) 最近1か月における指定事業の売上高が、企業全体の売上高の5%以上を占めていること。
- (4) 企業全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高が、その直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。

4 指定業種

現在の国の指定業種は、中小企業庁のホームページで御確認ください。

※ 「セーフティネット保証5号 指定業種」でウェブ検索してください。

5 申請方法

(1) 提出書類

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ-④の規定に基づく認定申請書類一覧」（最終ページを御確認ください。）のとおり

(2) 申請方法

(1)の書類を地域経済振興室に持参してください。

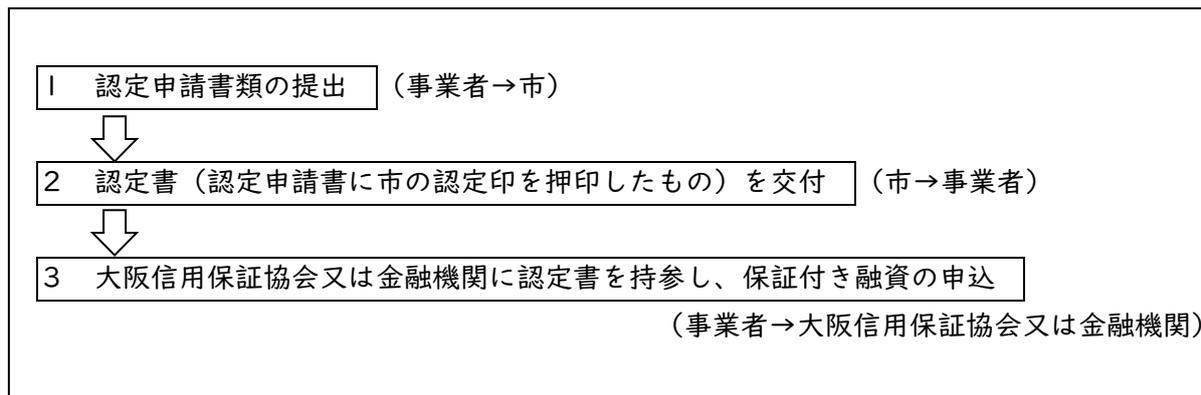
※郵送による申請を希望される場合は、返信用封筒（レターパックライト）を同封してください。

※金融機関、従業員その他の代理人による申請は委任状が必要です。

※代表者本人の申請に限り、電子申請を受け付けています。

市ホームページの申請方法に記載のURLから申請してください。

6 認定申請及び認定書交付手続きの流れ



7 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp

中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ-④の規定に基づく認定申請書類一覧

	提出書類	備 考
①	中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ-④の規定による認定申請書（その1）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
②	中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ-④の規定による認定申請書（その1） 市控え	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
③	中小企業信用保険法第2条第5項第5号イ-④の規定による認定申請書（その2）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
④	月別売上表(企業全体)・(指定業種)	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
⑤	吹田市内事業所の所在地及び事業開始日が確認できる書類（写し）	<p>【法人の場合】</p> <p>履歴事項全部証明書 （申請日の3か月以内発行のもの）</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>（1）開業届 （2）直近の確定申告書【第一表】</p> <p>※税務署の受付印又は受付メール詳細が必要です。</p>
⑥	試算表等	直近1か月及びその直前の3か月の事業ごとの月別の売上高が分かる試算表等
⑦	委任状	<p>代理申請の場合に必要です。</p> <p>様式をホームページからダウンロードして御使用ください。</p> <p>【金融機関に委任する場合】</p> <p>金融機関の押印が必要です。</p> <p>【その他の場合】</p> <p>従業員に委任する場合も委任状が必要です。</p>